

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争参加者の排除）

第7条 契約担当職は、会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付する場合は、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争参加者の制限）

第8条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約の締結を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。